

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充（拡充）		
要望内容（概要）	<p>【制度の概要】 地域再生法に基づき、地方活力向上地域特定業務施設整備計画について都道府県知事の認定を受けた法人等が、その認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合に税額控除ができる制度。</p> <p>①地方事業所基準雇用者数に係る措置 特定業務施設における当期増加雇用者（※） 1人当たり ・法人全体の基準雇用者数10%以上の場合 50万円の税額控除 ・法人全体の基準雇用者数10%未満の場合 20万円の税額控除 ※ただし、法人全体の雇用者の純増数を上限</p> <p>②地方事業所特別基準雇用者数に係る措置（移転型事業の認定を受けた法人等のみ） 特定業務施設における当期増加雇用者数 1人当たり 30万円の税額控除 ②は最大3年間継続。ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合は終了</p> <p>【要望の内容】 地方拠点強化税制により拡充される雇用促進税制の適用を受ける法人等が、その同一事業年度において、所得拡大促進税制の適用を受けられるよう所要の調整措置を講ずる。</p>		
関係条文	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第十条の五、第十条の五の四、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の四、第六十八条の十五の三、第六十八条の十五の五		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国では、これまで出生率の高い地方が低い首都圏等を補い、人口の減少幅を押さえる構造となってきた。しかし、資本金10億円以上の企業の本社所在地の6割が首都圏へ集中し、地方から若年層が流出し続けた結果、地方の高齢化の加速により地方人口の再生産能力は低下し、地方経済の基盤がさらに弱体化するという悪循環現象が生じている。 この原因は、これまで公共投資や大企業の工場からの所得移転に依存してきた地方経済基盤が公共投資削減や海外展開の進展などの状況に対応できず、若年者を惹きつける良質な雇用の場を確保できていないことにあり、就業人口減少により、2030年にはほとんどの地方の経済圏でマイナス成長の予測も行われる中、地域の良質な雇用の場を確保し、特に若年者の人口流出を止めるとともに、地域経済の生産性・付加価値の向上を図っていくことは喫緊の課題となっている。 このため、地方において魅力ある事業環境を整備し、特に東京に過度に集積している本社機能を有する事務所や研究所、研修所の移転等を促進することが必要であり、国と地方が一体となって思い切った措置を講じることが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	5. 地域活性化の推進 ④ 地域再生計画の認定等
	政策の達成目標	2020年までの5年間で、 ・本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加 ・地方拠点における雇用者数を4万人増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（平成27年8月から平成30年3月）
	同上の期間中の達成目標	政策目標に同じ
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、特に多くの安定した良質な雇用を創出する大企業等においてインセンティブとなることが見込まれ、地方拠点の強化及び移転が一層期待されることから、目標の実現に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度 地域再生法に基づき、地方活力向上地域特定業務施設整備計画について都道府県知事の認定を受けた法人等が、その認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	企業の地方拠点の強化及び移転を推進するためには、事業者にとって大きな負担となる雇用等に伴う初期費用を軽減することが有効である。 なお、措置の対象は政策効果を高める観点から、地域再生法に基づき、地方活力向上地域特定業務施設整備計画について都道府県知事の認定を受けた法人等の特定業務施設における雇用創出に限定されており、最小限の措置で大きな効果が期待できるものである。
	ページ	4—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成 27 年度税制改正において、以下のとおり目標設定を行った。 地方自治体が作成する計画区域内で事業者の雇用を促進し、地域における就業機会の創出を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本制度を利用するためには、地域再生法に基づき、地方活力向上地域特定業務施設整備計画について都道府県知事の認定を受けた法人等が、ハローワーク等に①事業年度開始後又は地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定後 2 か月以内に雇用促進計画を提出し、②事業年度終了後 2 か月以内に雇用促進計画の達成状況報告を提出することが必要であり、ハローワーク等で確認した雇用促進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるか否かが分かる仕組みとなっている。 しかし、本制度を規定した改正地域再生法は施行から間がなく、都道府県等が作成する地方活力向上地域特定業務施設整備事業が記載された地域再生計画の認定に向け事務手続きを進めているところである。このため、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定も現時点ではまだ行われておらず、前回要望時に目標として掲げた地域における就業機会の創出には至っていない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>○平成 27 年度税制改正 まち・ひと・しごと創生本部事務局からの要請により、地方における企業拠点の機能強化等のための措置として内閣府、経産省、厚労省の 3 省で創設を要望。本件を含む地域再生法の改正法が平成 27 年 6 月 19 日に成立、平成 27 年 8 月 10 日施行。</p>
<p>ページ</p>	<p>4—3</p>